

2016年度学校心理士スーパーバイザー（CSP-SV）資格申請要領<類型A・類型B>

2016年度は類型Aと類型Bについて審査をおこないます。

類型A—大学に勤務する学校心理学関連の教育・研究に関わっている教員

類型B—全国各地の教育委員会・教育研究所・センター等で学校心理学関連の業務を務める研究主事・指導主事等、あるいは学校現場や地域での学校心理士のリーダー

注) 退職している場合は、何らかの形で学校心理学的援助サービスに携わっている方を対象とします。

●資格要件

類型A・B共通要件 1) 2) は必須要件です

- 1) 申請時に学校心理士で、その資格を10年以上有していること(2016年12月31日に資格保有10年となる方も含みます。IDカードの取得年月日が2007年4月1日以前の方が対象です)。
- 2) 学校心理士スーパーバイザーとしての人格及び識見を兼ね備えていること。
- 3) 学校心理士にスーパービジョンをおこない、全国各地での学校心理士研修会等で講師を務めることができること。

<類型A>①と②両方の条件を備えていること

①学校心理士資格取得後の3年以上の期間を含む、合計5年以上の大学勤務(学校心理学関連の授業、学校心理学関連の担当業務)があること。

※非常勤の場合には年間4コマの講義・演習等を担当していること(1コマは原則半年の授業)。

②学校心理士資格取得後の研究業績5編以上を含む、学校心理学に関する研究業績10編以上を有していること。

*共著可、雑誌掲載可(詳しくは、別紙「学校心理士SV申請に必要な研究業績」をご参照下さい。)

<類型B>①と②両方の条件を備えていること

①学校心理士資格取得後に5年以上の学校心理学に関する専門的実務経験があること。

②学校心理士資格取得後に学校心理学に関する研究業績2編以上を有していること。

*共著可、雑誌掲載可(詳しくは、別紙「学校心理士SV申請に必要な研究業績」をご参照下さい。)

●提出書類(書式はホームページよりダウンロードできます。)

※以下①～⑥すべての書類が審査に必要です。資格要件に該当するすべての書類が整っているか確認して提出してください。

①学校心理士スーパーバイザー資格申請書*審査料の払込金受領証またはご利用明細票を添付

②学校心理学に関する経歴の証明書

複数の機関にわたる場合は、複数枚提出。

校長職で、上記証明書が教育委員会よりもらえない場合は、必要年数分の「在職証明」(教育委員会発行)で代用することができる

③学校心理学に関する研究業績一覧と添付書類(申請者氏名の入っている部分のコピーは必須です。)

コピーは、A4判片面とし、右肩には「学校心理学に関する研究業績一覧」に記載した通し番号を記入してください。「学校心理学に関する研究業績一覧」を一番上に置き、コピーを通し番号順に並べて、クリップ等でまとめて提出してください。(ホチキス不可)

④学校心理士スーパーバイザー面接試験日程希望用紙

⑤IDカード作成用写真1枚(縦3cm×横2.5cm、裏面に登録番号と氏名を記入)

申請書に貼付したものと同一ものを別にもう1枚提出してください。

⑥自分宛の住所宛名を記入した官製ハガキ[52円](書類受領連絡用)

●書類送付先

一般社団法人 学校心理士認定運営機構 スーパーバイザー係

〒113-0033 東京都文京区本郷2-32-1 BLISS 本郷ビル3F

●費用 21,600円(審査料+消費税)

*郵便局に備え付けの**青色の払込取扱票**にてお振込みください。

振込手数料はご負担願います。

郵便局口座番号 00170-8-613271 加入者名 一般社団法人学校心理士認定運営機構

<認定された場合>

登録料 30,000円 会費 30,000円(5年単位)

*スーパーバイザーとなった方は、今までの学校心理士資格は12月31日で終了し、翌年1月1日より新たにスーパーバイザーとして登録されます。そのため、学校心理士有効期限が残っていても会費の精算は致しません。

●受付から審査結果通知までの流れ

①申請期間：2016年5月1日(日)～6月10日(金)(当日消印有効)

②書類審査：2016年6月下旬

※提出書類について事務局から問合せをする場合は、メールにて連絡しますので、随時確認をお願いいたします。

③書類審査結果・面接試験日程通知：2016年7月中旬(予定)

④面接試験：2016年8月20日(土)21日(日)22日(月) 東京にて(書類審査合格者のみ)

※面接場所は事務局を予定しております。

※面接日時希望状況によっては、別の日程を設ける場合があります。

⑤総合判定：2016年9月

⑥審査結果通知：2016年9月

⑦認定証・IDカード等：2016年11月発送予定

●資格有効期間

2017年1月1日～2021年12月31日

●資格更新について

5年ごとに資格更新手続きを行う必要があります。

学校心理士資格更新要件である「Aを1ポイント以上含み、計10ポイント以上を取得」に加え、「スーパーバイザー研修会」への参加を義務づけます。「スーパーバイザー研修会」は、Ⅰ「倫理と法」、Ⅱ「コンサルテーションあるいはスーパービジョンの方法」、Ⅲ「その他」について開催いたします。Ⅰ、ⅡおよびⅢにつき最低各1コマの受講が必須です。スーパーバイザー研修会は、学校心理士年度大会時に開催を予定しております。

更新に関わる費用については、更新時の書類でお知らせします。

【ご確認下さい】

- ・今回認定されるスーパーバイザーの資格有効期間は、2017年1月1日から2021年12月31日の5年間です。
- ・スーパーバイザー資格有効期間開始と同時に、新たに学校心理士スーパーバイザーとして登録されます。(現在の学校心理士資格は終了し、これまでの学校心理士登録番号は廃止となります。)
- ・学校心理士資格更新時に既にお支払いいただいている会費については、学校心理士資格有効期間の残存期間の長短に関わらず、精算はいたしません。

今年度学校心理士資格の更新該当者で、新たにスーパーバイザー資格を申請される方へ：

まず、スーパーバイザー申請手続きのみおこなってください。

スーパーバイザー審査不合格となった場合には、早急に通常の学校心理士資格更新手続きをしていただくこととなります。当該年度に限り、学校心理士資格更新審査料は無料です。

※不明な点は事務局までお問い合わせ下さい。

TEL：03-3818-1554

FAX：03-3818-1588

E-mail：office@gakkoushinrishi.jp